

業務計画作成に関する留意事項 について

平成25年8月23日

内閣官房新型インフルエンザ等対策室

指定(地方)公共機関の責務等について①

【共通事項】

- ① **新型インフルエンザ等発生時に、その業務について対策を実施する責務を有する** (法第3条第5項)
- ② **国、地方公共団体並びに指定(地方)公共機関は、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期さなければならない** (法第3条第6項)
- ③ **業務計画の作成及び国(都道府県)への報告、関係地方公共団体への通知、要旨の公表** (法第9条)
- ④ **業務に係る対策の実施に必要な物資・資材の備蓄・整備・点検、施設・設備の整備・点検** (法第10条)
- ⑤ **それぞれ又は他の指定行政機関の長等と共同して、訓練を行うよう努めなければならない** (法第12条)
- ⑥ **政府対策本部長、又は都道府県対策本部長による総合調整、指示** (法第20条、24条、法第33条)
※「総合調整」とは、指定(地方)公共機関の新型インフルエンザ等対策に関する業務が、その目的、手段、手続等の見地から相互に調和して行われるように、助言、要請、勧告等により調整を行うもの。「指示」とは、方針、基準、手続等を示して一定の行為を実施させるものであり、「総合調整」に基づく所要の措置が実施されない場合で特に必要があるときに行う。
- ⑦ **国(都道府県)に対し、労務、施設、設備、物資の確保について応援を求めることができる** (法第27条)

【個別事項】

- ① **独立行政法人：都道府県、市町村から職員の派遣要請があったときは、職員を派遣** (法第43条)
- ② **以下の事業者は新型インフルエンザ等緊急事態において業務の適切な実施のため必要な措置**
 - ・ **医療機関・医薬品等製造販売業者等：医療又は医薬品若しくは医療機器の製造若しくは販売の確保** (法第47条)
※ **医薬品等販売業者は、国(都道府県)の要請・指示に応じ医薬品・医療機器の配送** (法第54条第2項、第3項)
 - ・ **電気・ガス・水道事業者等：電気・ガス・水の安定的かつ適切な供給** (法第52条)
 - ・ **運送事業者：旅客及び貨物の運送** (法第53条第1項)
※ **国(都道府県)の要請・指示に応じ緊急物資の運送** (法第54条第1項、第3項)
 - ・ **電気通信事業者：通信の確保、緊急事態措置の実施に必要な通信の優先的取扱** (法第53条第2項)
 - ・ **郵便・一般信書便事業者：郵便及び信書便の確保** (法第53条第3項)

指定(地方)公共機関の責務等について②

(指定公共機関及び指定地方公共機関の業務計画)【法第9条】

- ・ 指定(地方)公共機関は、それぞれ政府行動計画又は都道府県行動計画に基づき、その業務に関し、**新型インフルエンザ等対策に関する業務計画**(以下「業務計画」)を作成するものとする。 (第1項)
- ・ 業務計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。(第2項)
 - 一 当該指定(地方)公共機関が実施する**新型インフルエンザ等対策の内容及び実施方法に関する事項**
 - 二 新型インフルエンザ等対策を実施するための**体制**に関する事項
 - 三 新型インフルエンザ等対策の実施に関する**関係機関との連携**に関する事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、**新型インフルエンザ等対策の実施**に関し必要な事項
- ・ 指定(地方)公共機関は、それぞれその業務計画を作成したときは、速やかに、**指定公共機関**にあつては**当該指定公共機関を所管する指定行政機関の長**を經由して**内閣総理大臣**に、**指定地方公共機関**にあつては**当該指定地方公共機関を指定した都道府県知事**に報告しなければならない。内閣総理大臣又は都道府県知事は、当該指定(地方)公共機関に対し、必要な助言をすることができる。(第3項)
- ・ 指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれその業務計画を作成したときは、速やかに、これを**関係都道府県知事及び関係市町村長**に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。(第4項)

「新型インフルエンザ等対策業務計画」の記載項目(例)

1. 総則(目的／基本方針)
(1) 新型インフルエンザ等対策業務計画の目的・基本方針
(2) 業務計画の運用
2. 新型インフルエンザ等対策の実施体制
(1) <u>新型インフルエンザ等対策の実施体制</u> (法第9条第2項第2号)
(2) 情報収集・共有体制
(3) <u>関係機関との連携</u> (法第9条第2項第3号)
3. 新型インフルエンザ等対策に関する事項
(1) <u>新型インフルエンザ等対策業務の内容及び実施方法</u> (法第9条第2項第1号) ・新型インフルエンザ等対策業務の具体的内容 ・発生時の人員計画 など
(2) <u>感染対策の検討・実施</u> (法第9条第2項第4号、第10条)
4. その他
(1) 教育・ <u>訓練</u> (法第12条)
(2) 計画の見直し

※ 業務計画: 法第9条第2項で示された項目及び他の危機管理法制(災害対策基本法・国民保護法)の業務計画の記載項目を参考に作成。下線(赤字)部分は法律で定められた項目。

業務計画を検討・策定する際の留意事項①

○ 以下に、指定(地方)公共機関において業務計画を検討・作成する際の留意事項等を示す。

1. 総則(目的／基本方針)

(1) 新型インフルエンザ等対策業務計画の目的・基本方針^(※1)

(2) 業務計画の運用(計画の所掌範囲・想定するリスクの範囲など)^(※2)

※1: 目的・基本方針について

政府行動計画(平成25年6月7日閣議決定)において、下記の2点が対策の目的及び基本的な戦略とされている点に留意する。

- 1) 感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護する
- 2) 国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする

※2: 被害想定について

特措法では、「新型インフルエンザ等感染症」及び「新感染症のうち全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの」が、対象疾病と規定されている。新型インフルエンザ等は未知な部分が多いが、政府行動計画では、過去の新型インフルエンザのデータ等を参考に以下の被害想定等が示されている点に留意する。

<発病率> 全人口の約25%

<死亡者数> 17～64万人(致命率0.53%～2%)

<欠勤率> 従業員の欠勤最大40%程度(ピーク時の約2週間)

※従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、家族の世話・看護のため出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込んでいる。家族の世話・看護の必要がある従業員の割合等は業界・企業ごとに異なるため、欠勤率も業界・企業ごとに変動することも想定される。

業務計画を検討・策定する際の留意事項②

2. 新型インフルエンザ等対策の実施体制

(1) 新型インフルエンザ等対策の実施体制

- ・ 平時の体制及び発生時における新型インフルエンザ等対策の実施体制(対策会議、対策本部等)、対策本部等の設置場所、実施体制(本部長、構成員)等の検討

(2) 情報収集・共有体制

- ・ 平時における情報収集・共有体制の構築(国、地方公共団体等からの情報収集、業界団体・関係機関等との情報共有方法の検討)
- ・ 発生時における情報収集・共有の実施方法、従業員の発症状況や欠勤の可能性等の確認方法、利用者等への情報提供方法等の検討

(3) 関係機関との連携

- ・ 新型インフルエンザ等対策業務実施に当たり連携が必要となる関係機関のリストアップ(例:国及び地方公共団体、業界団体・同業他社、取引先企業等)
- ・ 発生時における連携方法の検討(※3)
(例:機関内における情報共有ルートの構築、関係機関との連絡先の共有、協力体制の検討等)

※3: 発生時における関係者との連携について

自然災害(地震災害)の業務計画では、被害が地域的・局所的であることを想定し、取引事業者間の補完などを計画する例があるが、新型インフルエンザ等の発生の場合には、国内全域(又は世界的規模)で影響を受ける可能性があるため、取引事業者間の補完が不確実であることに留意した計画を検討する必要がある。

業務計画を検討・策定する際の留意事項③

3. 新型インフルエンザ等対策に関する事項

(1) 新型インフルエンザ等対策業務の内容及び実施方法

- ・ 特措法で求められる新型インフルエンザ等対策業務の具体的内容
(参考)
 - ・ 医療機関・医薬品等製造販売業者等：医療又は医薬品若しくは医療機器の製造若しくは販売の確保（法第47条）、国（都道府県）の要請・指示に応じ医薬品・医療機器の配送（法第54条第2項、第3項）
 - ・ 電気・ガス・水道事業者等：電気・ガス・水の安定的かつ適切な供給（法第52条）
 - ・ 運送事業者：旅客及び貨物の運送（法第53条第1項）、国（都道府県）の要請・指示に応じ緊急物資の運送（法第54条第1項、第3項）
 - ・ 電気通信事業者：通信の確保、緊急事態措置の実施に必要な通信の優先的取扱（法第53条第2項）
 - ・ 郵便・一般信書便事業者：郵便及び信書便の確保（法第53条第3項）
- ・ 発生時の人員計画の立案（※4、※5、※6）
 - ※出勤率が低下した場合の新型インフルエンザ等対策業務の継続方法
 - ※感染リスクを低下するための業務実施方法の検討
(重要業務への重点化、出張や対面の会議の中止、在宅勤務、時差出勤等)
- ・ 業務実施に必要となる設備(情報システム、配送システム)、関係機関との連携など

(2) 感染対策の検討・実施

- ・ 職場における感染対策(症状のある従業員の出勤停止、手指消毒設備の設置・マスクの着用等)の検討
- ・ 備蓄品の検討、備蓄の実施
(一般的な企業における備蓄品として、消毒用エタノール、手指消毒用アルコール製剤、不織布製マスクなどが想定される。)

業務計画を検討・策定する際の留意事項④

※4:発生時の人員計画立案時の留意事項

自然災害(地震災害)を想定した場合、機能を早期復旧するために優先順位をつけること等が必要となるが、新型インフルエンザ等を想定した場合、職場における感染対策の他、従業員の出勤率の低下等を勘案し、計画的に重要業務の継続や一部業務の縮小・休止することが求められる。

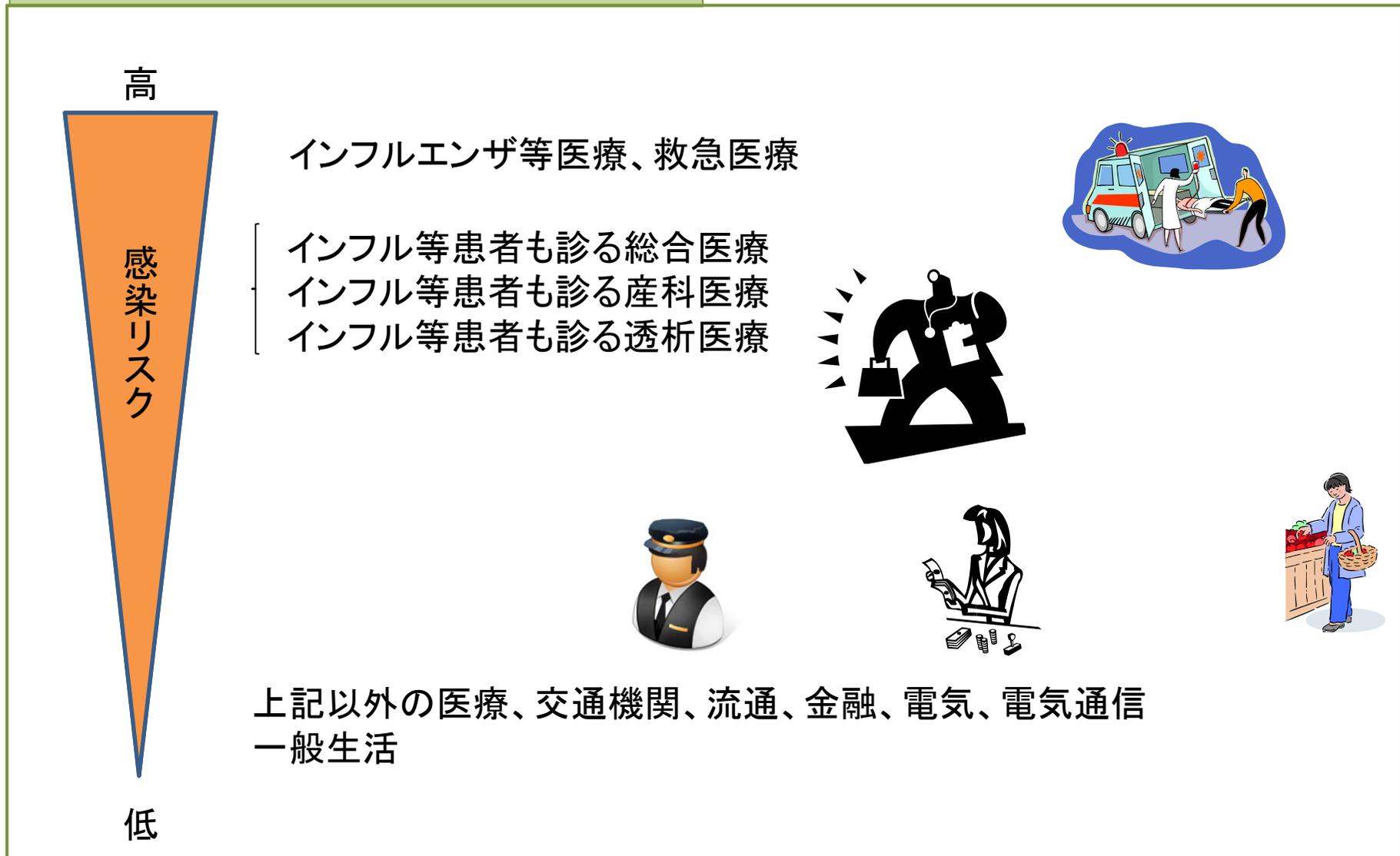
※5:特定接種の位置づけ

特定接種の対象、接種総数、接種順位は、新型インフルエンザ等発生後に政府対策本部において決定されるため、指定公共機関の各企業(登録事業者)の接種の有無、接種可能数は、発生後に確定される。
また、備蓄ワクチンが使用できない場合も想定されるが、その場合でも、業務を継続することが求められる(まん延した段階で、サービス提供水準の低下の可能性)。

このため指定(地方)公共機関においては、特定接種の実施にかかわらず、業務の継続が可能なよう、計画を作成することが求められる。

業務計画を検討・策定する際の留意事項⑤

※6: 感染リスクの考え方



業務計画を検討・策定する際の留意事項⑥

4. その他(教育・訓練等)

- 従業員に対する教育・訓練の計画、実施

例: 新型インフルエンザ等の基礎知識、基本的な感染対策(発熱している従業員の出勤停止、マスク着用・咳エチケット・手洗い等の基本的な感染対策、外出自粛などの公衆衛生対策等)

- 他の指定行政機関の長等、関係機関と連携した訓練の計画、実施
- 訓練等を踏まえた計画の見直し

- その他留意事項

・各業界・事業者独自の課題等を記載

例: 新型インフルエンザ発生時の効果的な対策に関する研究、一部縮小又は休止する業務に関する周知

(参考1) 新型インフルエンザ等対策に関する「業務計画」と 「事業継続計画(BCP)」について

区分	概要	報告・提出	記載事項(概要)
新型インフルエンザ等対策に関する業務計画	<p>指定(地方)公共機関が、特措法(第9条)において作成が義務づけられているもの。</p> <p>実施する新型インフルエンザ等対策について記載することが求められる。</p>	<p>内閣総理大臣又は都道府県知事に報告することが義務づけられている</p>	<p>(法第9条2項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 実施する新型インフルエンザ等対策の内容、実施方法 ● 実施体制 ● 関係機関との連携 ● その他、必要な事項
登録事業者に作成が求められるBCP	<p>特定接種の登録事業者について、新型インフルエンザ等を想定したBCPを作成していることを要件とする。</p>	<p>新型インフルエンザ等発生時の事業継続性を担保することが目的であるため、必要に応じ、行政から提出を求められる可能性がある。 (今後、特定接種の実施要領等で示す予定)</p>	<p>(今後、特定接種の実施要領等で示す予定)</p>

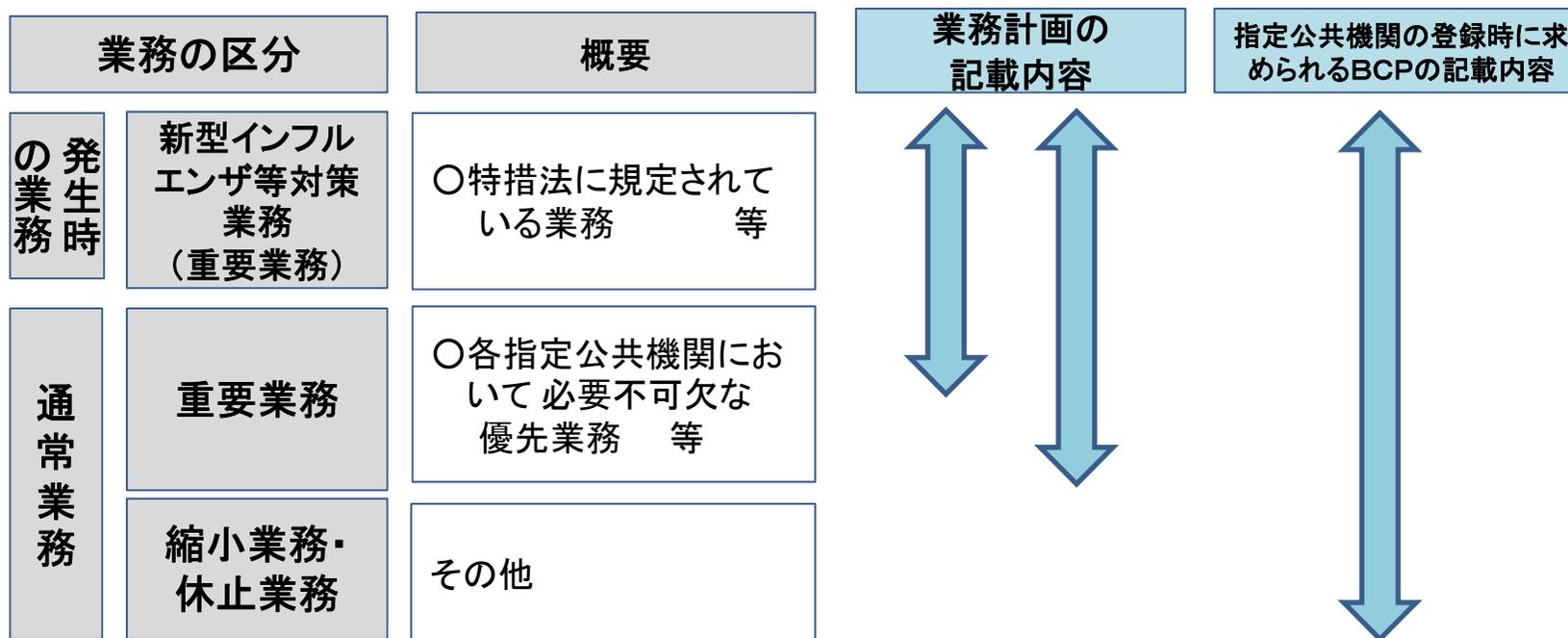
「業務計画」及び指定公共機関の「事業継続計画(BCP)」の記載項目(例)

業務計画の記載項目(例)	指定公共機関が登録する際に求められる事業継続計画(BCP)の記載項目(例)
1. 総則(目的／基本方針)	1. 基本方針
(1)業務計画の目的・基本方針 (2)業務計画の運用	(1)事業継続方針
2. 新型インフルエンザ等対策の実施体制	
(1)新型インフルエンザ等対策の実施体制 (2)情報収集・共有体制 (3)関係機関との連携	
3. 新型インフルエンザ等対策に関する事項	2. 継続業務の特定と継続方法
(1)新型インフルエンザ等対策業務の内容及び実施方法 ・新型インフルエンザ等対策業務の具体的内容 ・発生時の人員計画 など (2)感染対策の検討・実施	(1)重要業務・縮小業務・休止業務の分類及び継続方針 (2)業務継続の具体的方策 ・人員計画 ・感染対策 等 (3)その他 ・特定接種に関する内容等
4. その他	3. その他
(1)教育・訓練 (2)計画の見直し	

(参考2)「業務計画」と指定公共機関の「事業継続計画(BCP)」の関係(イメージ)

<対象業務の範囲の考え方>

- 基本的には業務計画は「新型インフルエンザ等対策業務」及び当該業務を実施するための体制(人員計画等)を記載するものである。
- 一方、事業継続計画は、一般的に通常業務のうち「重要業務」と「縮小・休止業務」を分類するとともに、「重要業務」を実施する体制を明確化するものである。
- 特措法上、指定(地方)公共機関に義務付けられた「新型インフルエンザ等対策業務」の一部は通常業務の「重要業務」に位置づけられるものであり、業務計画とBCPに記載される重要業務の範囲は重複することになる。



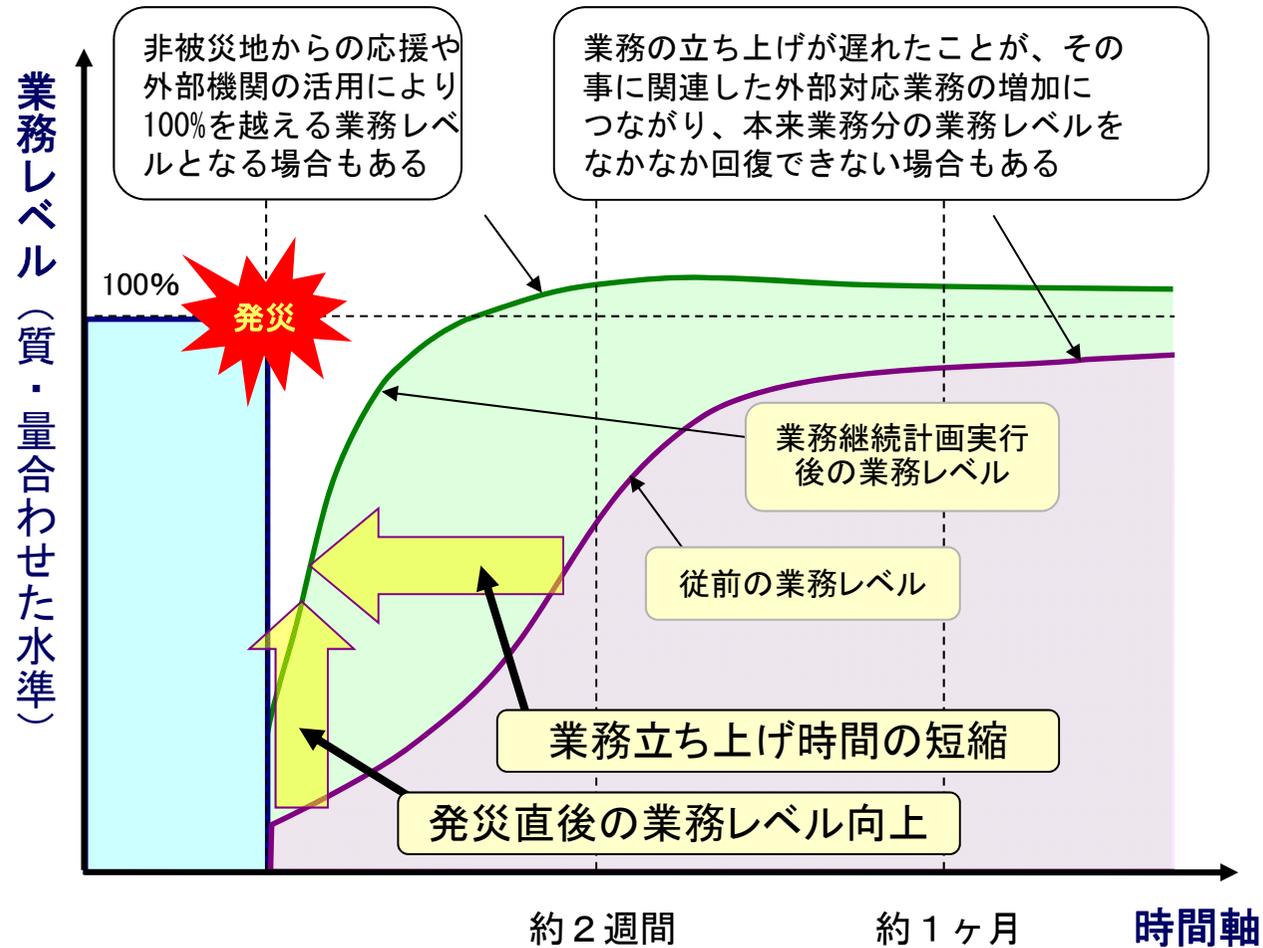
【参考】業務計画作成の際に留意すべき地震災害と新型インフルエンザの相違

項目	地震災害	新型インフルエンザ
事業継続方針	○できる限り事業の継続・早期復旧を図る	○感染リスク、社会的責任、経営面を勘案し、事業継続のレベルを決める
被害の対象	○主として、施設・設備等、社会インフラへの被害が大きい	○主として、人への健康被害が大きい
地理的な影響範囲	○被害が地域的・局所的（代替施設での操業や取引事業者間の補完が可能）	○被害が国内全域、全世界的である（代替施設での操業や取引事業者間の補完が不確実）
被害の期間	○過去事例等からある程度の影響想定が可能	○長期化すると考えられるが、不確実性が高く影響予測が困難
災害発生と被害制御	○兆候がなく突発する ○被害規模は事後の制御困難	○海外で発生した場合、国内発生までの間、準備が可能 ○被害規模は感染対策により左右される
事業への影響	○事業を復旧すれば業績回復が期待できる	○集客施設等では利用者減少による業績悪化が懸念される

資料：「新型インフルエンザ対策ガイドライン」平成25年6月 新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議

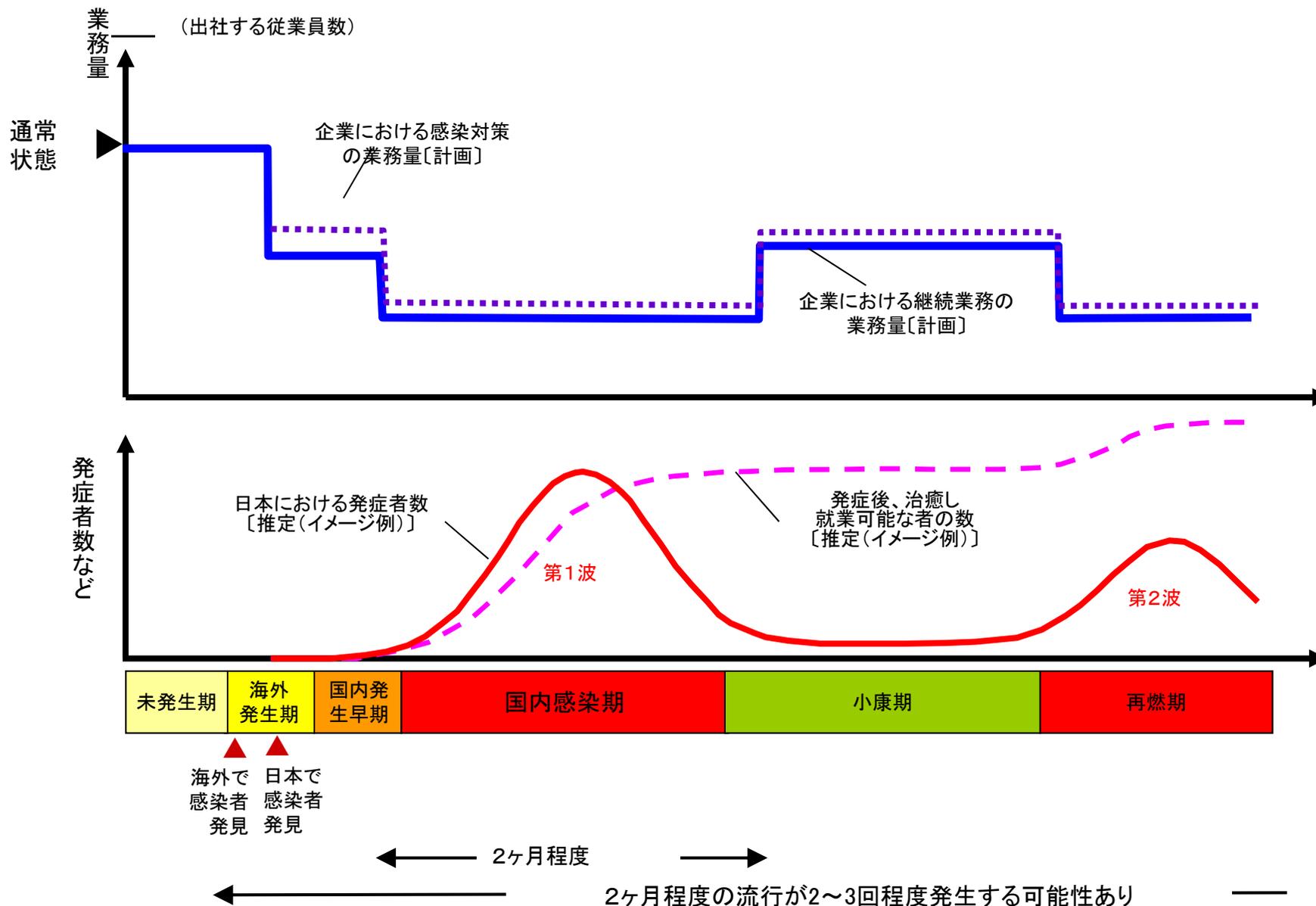
【参考】地震災害時の重要業務の復旧のイメージ

- 災害時の重要業務の復旧目標等を定め、重要業務から復旧



資料:「中央省庁業務継続計画ガイドライン(第一版)」、内閣府防災担当(平成19年6月)

【参考】新型インフルエンザ発生時の業務量の変化(イメージ)



資料: 「新型インフルエンザ対策ガイドライン」平成25年6月 新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議